

職員の柔軟な配置について

1 複数拠点で合算して3職種を配置することについて

- (1) 一の区域とする範囲 春日井市内 12 の圏域を一の区域とする
- (2) 該当するセンター 基幹型センターを含む 13 センターとする
- (3) 3 職種いずれかが欠員となるセンターへの想定する支援内容
支援するセンターに週 1 回程度訪問し、業務実施状況等を確認して欠ける職種の専門性を補完するよう助言・支援を行い、訪問日以外にも支援するセンターからの相談に応じる。面談や相談支援など利用者や事業者との直接的な業務は行わない。
- (4) 支援に要する経費
職員が欠けるセンターが、支援するセンターに謝礼を支払う等により、必要な経費を支払うものとし、支払った経費は人員が欠けたことにより市に返還する金額から控除する。
- (5) 支援の依頼方法
職員が欠けるセンターの運営法人が、市から欠けた職種を複数人配置するセンターを確認し、当該センターを運営する法人に直接依頼する。

2 常勤換算法による配置

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の全ての職種を常勤換算法によることができるものとする。

3 主任介護支援専門員に準ずる者の要件追加

- (1) 追加する要件
介護支援専門員の資格を有し、センターが育成計画を策定し、現にセンター（他センターを含む）に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的に主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員の従事期間が5年以上ある者
- (2) 育成計画
市が作成する参考様式または任意の様式により作成し、市に提出する。

地域包括支援センター〇〇 育成計画

[illegible]

その他必要な事業	☐ 地域ケア会議開催に関する業務 ☐ 地域福祉コーディネーター、在宅医療・介護サポートセンター、権利擁護センターの役割理解 ☐ ファシリテーターの役割理解 ☐ その他 実施内容：
----------	---

意見書

1 法人名

--

2 春日井市地域包括支援センター運営等協議会委員の意見

・ 3 職種ごとに複数人配置しているセンターの情報はどこが管理するか。 （市が把握している。） ・ 期間を決めて支援するのか、責任の所在はどのようになるのか。 ・ 職種が欠けたセンターの利用者を他地区のセンターが受けもつことになるのか。 ・ 支援するセンターの業務負担が大きくなることを懸念している。
--

3 職種が欠けた場合に他センターの職員が支援することについて、ご意見をお書きください。

1 支援する期間について
2 責任の所在について
3 依頼方法について

4 市が想定する支援内容以外に、必要と思われる支援をお書きください

5 市が想定する支援を行う場合の業務負担について

6 経費について

7 その他、懸念することやご意見をお書きください